

管理コード	要項事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容-提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の免重し	「措置の内容」の免重し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理実施番号等項	提案主体名	都道府県	制度の所管府省庁	
050040	患者の入国ビザ発行の規制緩和	出入国管理及び難民認定法第2条の2 出入国管理及び難民認定法施行規則第3条	我が国で治療を受ける目的で入国する外国人については、在留資格「短期滞在」等を付与しており、治療が入国当初の予定より長期化する等の事情が生じた場合には、所管の審査を行った上で、在留期間の延長等認めると、個別の事情に応じて承認に対応している。	国際外傷機能再建センターで治療を受けようとする患者には、海外ビザでは期間が不十分であるので、治療に必要な期間滞在できる医療ビザを発行する。	医療獲得のため、外傷後遺症障害の機能再建のための患者を、アジアを中心に海外から受け入れる。	D	I-III	治療を受ける目的で我が国に入国、在留する外国人については、在留資格「短期滞在」等を付与しており、滞在中に当初の予定が変更となり長期化した場合も認め、現行法令の下で十分に対応可能であることから、在留資格に特化した在留資格の新設は必要ないものと考えられているが、現行制度で対応できない又は不都合が生じている等の具体的な事例が把握されれば、制度の活用防止にも配慮しつつ、対応策について検討することとしたい。			D	I-III		国際外傷機能再建センター	0 0 2 3 0 4 0	個人	東京都	外務省 法務省	
050050	医師免許・看護師免許の規制緩和 医師・看護師に対する入国ビザ発行の規制緩和	出入国管理及び難民認定法第2条の2	在留資格「医療」は、医師、歯科医師その他の法上資格を有する者(医師、看護師、助産師、看護師等)が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動を行う外国人に付与される。「医師、歯科医師」は日本の医師法では歯科医師法によって業務活動を行うことができない医師、歯科医師を指し、「その他法上資格を有する者が行うこととされている業務」に係る業務とは、我が国の法律で特定資格を有する者のみが行うことができる医療関係の業務を指す。	国際外傷機能再建センターでは、日本の免許を持たない外国の医師や看護師で一定の技術レベルが認められれば日本国内で診療が行えるよう規制緩和を行う。それらの医師・看護師に就労ビザを発行する。	海外からの患者が言語の不自由で安心して医療を受けられるよう、アジアを中心に海外から医師・看護師を受け入れる。	C	I-III	本件要望にある日本の医師免許・看護師免許を有しない外国人医師・看護師の就労の問題については、医療制度所管府庁において検討すべきものである。所管府庁の職権範囲を基に、在留管理上問題のない方法での受入れについて検討することとなる。			C	I-III		国際外傷機能再建センター	0 0 2 3 0 5 0	個人	東京都	法務省 厚生労働省	
050060	法務省組織令等		法務局及び地方法務局の管轄区域は、原則として都道府県界を基準としている。	国境間の管轄区域について、一定要件を満たしている場合には、所轄区域を異にし、最寄りの国境間の利用を可能とする。 (吉野町では、隣県大分県中津市に所在する法務支局、簡易・家庭裁判所(控訴審))	国境間について、現在定められている所轄区域より近接する国境間がある場合、管轄区域の見直しにより、生活利便向上と交通の低炭素化の推進が図られる。具体的には、国境間の管轄は国境や行政区間で定められており、必ずしも最寄となっていない。最寄の国境間を所轄とすることで、国民が国のサービスを効率良く享受でき、また交通に係るエネルギー化が図られる。	C	II	法務局及び地方法務局の管轄区域については都道府県界を基準としているのは、管轄区域を明確に規定するためであり、これを定める管轄区域を設定すると、国民の間に無用の混乱を生じさせる可能性があるが、法務局及び地方法務局と各都道府県との連携が困難になるなどの問題がある。よって、提案については慎重に検討する。 なお、不動産、商業・法人の登記に関する証明書については、オンライン申請による請求のほか、管轄区域外の法務局でも請求することができる。また、不動産、商業・法人登記の申請についても、オンラインで都道府県により申請することができる。			C	II			0 0 0 3 2 0 1 0	福岡県 吉野町	福岡県	法務省 関係省	
050070	低炭素社会推進「最先国境間への所轄区域見直し」		下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律では、国境が広大な北海道を除き、都道府県ごとに地方裁判所及び家庭裁判所を設置した上で、各都道府県内の地域を割って、簡易裁判所の所管区域を定めている。	代替裁判所の見直しについては、市町村単位で国境や同一生活圏などの一定要件を満たす場合とする。	福岡県吉野町は大分県境に位置しており、管轄する福岡県行橋市の各種国境間までは約200kmの距離がある。一方、隣県大分県中津市に所在する国境間(大分県中津市)は約5km以内と近接している。管轄外でも可能な手続きは現在、法務支局でオンライン化により発行可能な不動産の課税申請書の交付や簡易・家庭裁判所での国境間管轄区域の見直しにより、対応が困難な急務的・急務的サービスが受けられない場合、距離は最大171kmに、時間は最大1.8時間(なり交通の省エネルギー化、低炭素化が推進される。また自動車も電気で有利も可能なため、業務を比較する交通弱者への配慮などとともに、国境間が身近なものとなり、生活利便が向上する。	C	I	本提案では、隣接する都道府県の国境をまたぐ形で裁判所の管轄区域を設定することが考えられているが、都道府県は、歴史的沿革等も踏まえた広域行政を以て一極を押し回しており、国々の行政機関においても管轄区域の基本として用いられているから、裁判所の管轄区域の定についてこれを基本とすることは合理的である。 また、都道府県と同一行政区域を超えた管轄区域の見直しをすることは、利用者(特に当該地域外に所在する紛争の相手方)によって管轄区域の手続きが困難となり、管轄の誤差の手間が増える等、利用者の間に無用の混乱を生じさせるおそれがある。 したがって、都道府県を超えた裁判所の管轄区域の見直しをすることは困難である。			C	I			0 0 3 9 0 1 0	千葉・アミーニエームプロジェクト	千葉アミーニエームプロジェクト	千葉県	警察庁 法務省 国土交通省
050070	カジノゲーム場の開設	刑罰法第185条、第186条	刑罰法第185条、第186条	日本では公営ギャンブル(競馬・競輪・競艇・オートレース)以外の「賭博」行為は、刑法として刑罰により禁止されています。そこで、国境としてカジノ法家の成立を認めます。その理由として、観光においての国際競争に参画及び経済効果を生み出すこと、経済的リットを活かし、社会に還元するを目的とし、カジノは国家の規制監視と管理下に置くことを前提に合法化する。	国の許認可のもと、千葉県、千葉市が施行者となりカジノ管理組合を設立し、民間の投資及び運営会社を公募します。具体的には、旅行の公営ギャンブルと違い、地方公共団体に許諾を出さず、制度設計により、民間の資金ノウハウを利用します。千葉を中心に再開発を図り、既存施設との施設と連携を取ります。また、カジノ政策を立案し、観光振興、雇用、消費などの多様な経済的効果の連携を図ります。 提案理由 日本におけるカジノ法家の成立を前提に、千葉県千葉市の現状を鑑み、カジノをひとつのエンターテインメント複合施設の開発を促してきます。千葉市は、国境の閉鎖性をとるとともに国境間の一極を押し回す都市であり、国境閉鎖性として日本発展を妨げています。また、成田空港、羽田空港とのアクセスも容易であり、遠征な観光と観光土地、豊かな緑地帯など豊富な自然環境に恵まれ、今後の開発を促進させるべく土地を有しており、この活用として、カジノ場を誘致いたします。そして、千葉市におけるカジノ構想は、観光客、マーケティング、コミュニケーション、優秀な、女性など様々な目的で訪れる人々を受け入れ、千葉市、千葉県、そして、日本に発展を促すこと、外国人観光客の増加、地域振興の創出を可能とするともに、収益を有効活用することで、訪れる人々、そこで暮らす人々の安心安全を確保した都市開発ができます。	C	I	刑罰法第185条及び第186条は、社会の風俗を害する行為として規定されているところ、刑罰法基本法である刑法を改正して、カジノのみを刑罰法第185条及び第186条の構成要件から除外することはできない。カジノの特別立法については、法務省の検討に待たずして、先行しての、いかなるの身行においてカジノを法制化する法律を立案することならば、その点については既に、国境府庁との協議に依る用意はある。			C	I			0 0 3 9 0 1 0	千葉・アミーニエームプロジェクト	千葉アミーニエームプロジェクト	千葉県	警察庁 法務省 国土交通省

管理コード	要項事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容-提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置」の分類の整理	「措置」の整理	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理番号等	提案主体名	都道府県	制度の所管(関係府庁)
050000	外国人研究者の在留資格要件等の緩和(在留期間)	出入国管理及び難民認定法第26条の2第3項 出入国管理及び難民認定法施行規則第3条	法務省に基づき法務大臣が特定する本邦の公の機関の協力を得て、当該機関の協力を得て研究等を行う研究者の在留期間の上限を5年としているところ。	特定の研究業務に従事する外国人について、一般的に在留期間は5年以上であるが、更なる在留期間の向上が、あるいは在留期間の延長を求め、優秀な外国人研究者の確保を図りたい。	大版「ひいては国際的成長を促していく活力あふれる大版をつくり上げていくため、戦略的なまちづくりを進めていく観点から、アジアや世界から人・モノ・情報が集まる「知」の集積エリアとして整備を進めるとともに、企業誘致等を戦略的に推進し、地区の活性化、ひいては大阪経済の活性化を図る。	C	I	平成21年7月に成立した改正入管法により、適法な在留資格をもって我が国に中長期に留る外国人を対象に、法務大臣が在留期間に必要と認められる期間に据える新たな在留資格制度が導入され、在留期間に必要と認められる以上正期に経過することができるようになるため、研究者や技術者等在留期間の向上を図られることにより、より安定的な在留を可能とすることとしている。			C	I	外国人の在留状況の安定化の可能性を考慮した場合、在留期間を適切に行うことは、少なくとも5年に一度は在留期間の更新を求めて、現在の在留状況の確認と在留資格の可否を判断することが必要と考えたことによるものであり、まずは改正入管法の着実な施行を行ってまいりたい。	成長戦略拠点 特定区	0 0 4 1 0 5 0	大阪市	大阪府	法務省
050000	外国人研究者の在留資格要件等の緩和(在留申請手続き)	出入国管理及び難民認定法施行規則第6条の2、第19条～第21条、第24条	在留資格認定申請書の交付、資格外活動の許可、在留資格の変更許可、在留期間の変更に係る申請について、審査を担当する地方入管官地区において特に迅速な審査が行われること、他の案件と区別して優先的に処理する措置を講ずるよう求めること。	当該特区の特定事業又はその関連事業の遂行に必要な業務に従事する外国人又は当該外国人の家族に係る在留資格認定申請書の提出、入国・在留申請に係る申請について、審査を担当する地方入管官地区において特に迅速な審査が行われること、他の案件と区別して優先的に処理する措置を講ずるよう求めること。	大版「ひいては国際的成長を促していく活力あふれる大版をつくり上げていくため、戦略的なまちづくりを進めていく観点から、アジアや世界から人・モノ・情報が集まる「知」の集積エリアとして整備を進めるとともに、企業誘致等を戦略的に推進し、地区の活性化、ひいては大阪経済の活性化を図る。	D	IV	企業活動の国際化の進展に伴い、外国人の雇用に係る手続の簡素化・迅速化が求められていることから、適宜の実情や規模から不法滞在等の問題が発生するおそれがないと認められる企業等に受け入れられる外国人研究者等の在留資格認定申請書の提出に際しては、従前から迅速処理及び迅速な在留資格認定申請書の提出を促進してまいりたい。また、平成21年7月に施行された入管法施行規則における申請書の様式変更に伴い、関係府庁は、査察・検査・研究・技術等の在留資格に係る外国人の在留申請の優先処理を行うことが可能となつており、この取扱いについて回答を求めたい。			D	IV	外国人研究者等に対する入国申請手続に係る優先処理策(BO50)をとり込んだ地域再生計画の活用により、外国人研究者等の入国・在留申請の優先処理を行うことが可能となつており、この取扱いについて回答を求めたい。	成長戦略拠点 特定区	0 0 4 1 0 6 0	大阪市	大阪府	法務省
050100	外国人研究者の在留資格要件等の緩和(再入国許可)	出入国管理及び難民認定法第26条	法務大臣は、本邦に在留する外国人が在留期間の満了の日以前に本邦に再入国する意思をもって出国しようとするときは、申請に基づき入国の許可を与えることができる。当該再入国の許可を与える場合は当該許可が効力を生ずる日から5年を過ぎない期間において有効期間を定めることとされている。	特定の研究業務に従事する外国人については在留期間が最大5年の延長されていることから、再入国許可の有効期間についても同様に上限を5年にするよう、伸長を求めたい。	大版「ひいては国際的成長を促していく活力あふれる大版をつくり上げていくため、戦略的なまちづくりを進めていく観点から、アジアや世界から人・モノ・情報が集まる「知」の集積エリアとして整備を進めるとともに、企業誘致等を戦略的に推進し、地区の活性化、ひいては大阪経済の活性化を図る。	D	I	第17回国会において成立した出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)により、再入国許可の有効期間が最長5年(有効期間改正)より、再入国許可の有効期間については、最長5年を超えない範囲内で定められることとされていること(平成24年7月まで施行)。			D	I	外国人研究者等に対する在留許可が事業(BO50)をとり込んだ地域再生計画により、在留許可要件を求めたが、在留許可・不許可事例や、我が国に貢献が、事業期間を5年以上から5年以上と短縮することが可能となっていること(BO50)の取扱いについて回答を求めたい。	成長戦略拠点 特定区	0 0 4 1 0 7 0	大阪市	大阪府	法務省
050110	外国人研究者の在留資格要件等の緩和(永住許可)	出入国管理及び難民認定法第22条 永住許可(国際的ガイドライン)	永住許可の申請があった場合には、当該者が入管法上の要件を満たし、かつ、その者の永住が日本の利益に合すると認めるときに限り、これを管理することとする。在留期間については、原則として引き続き10年以上本邦に在留していることを要することとし、特例として、外交、社会、経済、文化等の分野において我が国への貢献があると認められる場合には、5年以上継続して本邦に在留していることをもって永住許可を与えることができる。当該特定事業又はその関連事業において我が国への貢献があると認められる者については、引き続き3年以上本邦に在留することとされている。	外国人研究者が、特定分野において我が国への貢献があると認められる場合には、5年以上継続して本邦に在留していることをもって永住許可を与えることとする。	大版「ひいては国際的成長を促していく活力あふれる大版をつくり上げていくため、戦略的なまちづくりを進めていく観点から、アジアや世界から人・モノ・情報が集まる「知」の集積エリアとして整備を進めるとともに、企業誘致等を戦略的に推進し、地区の活性化、ひいては大阪経済の活性化を図る。	C	IV	外国人研究者の活躍・日本定着を促進することへの取組みの強化は、同時に魅力的な研究の実施や世界レベルの研究拠点の形成を促進するものである。そこで、特定分野においては我が国への貢献があると認められる場合、通常は10年以上の在留期間が必要とされる在留資格制度(BO50)よりも在留期間の短縮により永住を許すものとする等、制度的柔軟化・規制緩和を実施することとされている。外国人研究者の受入れ促進事業として、505の外国人研究者の受入れの際の優先許可弾力化が特例措置として実施されていること。			C(D)	IV	外国人研究者等に対する在留許可が事業(BO50)をとり込んだ地域再生計画により、在留許可要件を求めたが、在留許可・不許可事例や、我が国に貢献が、事業期間を5年以上から5年以上と短縮することが可能となっていること(BO50)の取扱いについて回答を求めたい。	成長戦略拠点 特定区	0 0 4 1 0 8 0	大阪市	大阪府	法務省

管理コード	要項事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容-提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の取組	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理実施番号	提案主体名	都道府県	制度の所管(関係府庁)
050201	留学生の就職時の在留資格要件の簡便	出入国管理及び難民認定法第20条	外国人が人文科学の分野に属する知識を必要とする業種に就業しようとする場合は、従事しようとする業種について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し、若しくはこれと同以上の教育を受けた後、従事しようとする業種について3年以上の業務経験(大学、高等専門学校、高等専門学校、中等教育学校の修業課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。)により、当該知識を修得していることが必要。	日本の大学を卒業した留学生については、外国人が国内企業に就職する場合、必要な業種に従事しようとする場合は、従事しようとする業種について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し、若しくはこれと同以上の教育を受けた後、従事しようとする業種について3年以上の業務経験(大学、高等専門学校、中等教育学校の修業課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。)により、当該知識若しくは知識を修得していることが必要。	①現状 海外・文化にとりグローバル化する中、留学生を採用する企業は、グローバルな事業展開につながるなど、企業にもメリットがある。また、留学生に対するアンケートでは、約6割が卒業後も「日本で勉強・就職したい」と希望している。 ②問題点 第13次提案において、留学生が大学で専攻した科目と就労先の従事業種との「一定の関連性」については既に複数回対応を行っている旨が述べたが、人文科学の留学生などは、専門性が認められない状況にあり、総合的な人材(総務、経理、営業等)確保を目的とする企業にとって障害となっている。 ③解決策 日本の大学を卒業した留学生が大企業内の企業に就職の際に求められる大学での専門科目と当該企業の業務内容の関連性についての資料を提出し、文系・技術系の区別なく学歴の認定が「国内企業」に認められることとする。 ④効果 国内企業の人材確保の幅を広げ、就職希望留学生の定着が促進される。また、就職意欲の高い留学生と国内企業のマッチングが促進されることにより、アジアとの架け橋となる人材が確保され、企業のグローバル化に資することが期待できる。また、国際や大学との集積等といった大企業のポテンシャルを活かし、留学生の受け入れを、大企業の国際化・地域活性化を図る。	C	I・III	現在企業においては広範囲分野の知識を必要とする業種が多くなっているという実態等がある。留学生の専攻科目と就業する業種の業種内での関連性については、柔軟に判断しており、実行の出入国管理制度が、留学生が国内就職する業種に必要とされているはずでないが、企業における人材採用の在り方が多岐化する。企業における専門的・技術的分野の外国人材の育成の観点から、外国人材の受入れを促進するため、外国人材の受入れを促進する観点から、在留資格「人文知識・国際業務」「技術・国際業務」の在留資格上の措置を検討している。 なお、我が国では「専門的・技術的分野」での外国人材の受入れを基本政策としており、これを担保する条件自体を緩和することは困難である。	法務省が懸念する、実質的に単純労働者の拡大を招くような結果ではない。本府の提案は、職業教育を受けた留学生は、わが国の産業発展に欠かせない人材であることを踏まえたもの。また、中小企業においてもグローバルな取引が増える中で留学生は貴重な戦力であが、中小企業において「専門」門を専攻した事績が少なく、企業の活動範囲にそぐわない。外国人材の就業実績を十分把握し、検討を進めたい。	C	I・III	外国人材の就業実績を十分に把握し、検討を進めたい。	外国人材の活用と国内人材の育成・確保	0 4 3 0	大府府	大府府	法務省	
050202	就労に係る在留資格の拡充(「介護」資格の創設、「技能」の資格要件の緩和)	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第20条	在留資格「技能」は、企業上の特別な分野に属する職種に技能を要する業務に従事する者として認められている。また、在留資格「介護」は、介護サービスを提供する者として認められている。	①現状 留学生が卒業して日本の企業に就職する場合、在留資格変更許可が必要であり、「就労」を目的とする在留資格「人文知識・国際業務」「技術」など14種類がある。在留資格変更申請は、従事しようとする業種に必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業、またはこれと同以上の教育を受けたこと等の条件が求められる。 ②問題点 日本の大学を卒業した留学生が、就労可能な在留資格がないため、留学生の就職、留学生受入れの促進が図れない。 ③解決策 日本の資格取得者を対象とした新たな在留資格「介護」を創設。 ④効果 日本の資格取得者と同様の在留資格「介護」を創設し、日本での資格取得者を対象として「技能」の資格要件を緩和する。 なお、在留資格の上限は10年とし、1年以内の再入国許可取得も不要とする。	介護分野の業種は、全体としては外国人の受け入れを認めている専門的・技術的分野の業種としての評価が確立していないため、現状においては該当する在留資格がないが、介護に必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し、当該知識等を活かして介護業務、相談業務に従事しようとする場合は、「人文知識・国際業務」の在留資格に該当する可能性がある。 日本の大学を卒業した者が介護福祉士資格を有するものによる身体介護業務も含めた介護分野への従事の可能性については、現在インディペンデントな介護福祉士連携協定(EPA)に基づく介護福祉士連携協定の締結が完了していること、また、介護分野の外国人材の受入れを促進する観点から、専門的・技術的分野の追加等検討したい。	C	I・III	介護分野の業種は、全体としては外国人の受け入れを認めている専門的・技術的分野の業種としての評価が確立していないため、現状においては該当する在留資格がないが、介護に必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し、当該知識等を活かして介護業務、相談業務に従事しようとする場合は、「人文知識・国際業務」の在留資格に該当する可能性がある。 日本の大学を卒業した者が介護福祉士資格を有するものによる身体介護業務も含めた介護分野への従事の可能性については、現在インディペンデントな介護福祉士連携協定(EPA)に基づく介護福祉士連携協定の締結が完了していること、また、介護分野の外国人材の受入れを促進する観点から、専門的・技術的分野の追加等検討したい。	介護分野の業種について、外国人の受け入れを認めている専門的・技術的分野の業種としての評価・基準を確立させ、就労可能な在留資格の創設を検討したい。 また、在留資格「技能」について、留学生を含む外国人高度・専門人材の受け入れを促進する観点から、専門的・技術的分野の追加等検討したい。	C	I・III	介護分野の業種について、外国人の受け入れを認めている専門的・技術的分野の業種としての評価・基準を確立させ、就労可能な在留資格の創設を検討したい。 また、在留資格「技能」について、留学生を含む外国人高度・専門人材の受け入れを促進する観点から、専門的・技術的分野の追加等検討したい。	外国人高度・専門人材等の受け入れ拡大	0 4 4 3 0	大府府	大府府	法務省 厚生労働省	
050203	在留資格「特定活動」の資格要件の緩和、審査基準の明確化	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	本邦の公私の機関(高度な専門的知識を必要とする特定の分野に関する研究の効率的推進又はこれに関連する企業の発展に資するもの)として法務省令で定める要件に該当する事業活動を行う機関であって、法務大臣の許可を得た上で、当該機関において研究等を行う外国人研究者については、在留資格「特定活動」が付与される。	①現状 H18年より特区の全面展開により、高度専門的知識を要する特定分野に関する研究活動については、「特定活動」という在留資格で5年の在留期間が認められた。 ②問題点 「特定活動」の審査基準が明確でない、対象となる研究分野についても公表されていない。 ③解決策 「特定活動」の審査基準を明確化・公表し、対象となる研究分野についても公表されていない分野における受け入れについては、厳格な審査基準を明確化・公表するとともに、受け入れ機関の研究分野、研究活動に関する要件を緩和する。 ④効果 大企業に高度人材の集積を図り、リーディング産業・技術の発展が図れる。	これまでにも過去に特区計画で設定された機関を在留資格のホームベースとして、対象となる研究分野について情報提供を行っているところであるが、今後審査に係る取扱いの明確化については、引き続き検討していくこととしている。	C	I・III	これまでにも過去に特区計画で設定された機関を在留資格のホームベースとして、対象となる研究分野について情報提供を行っているところであるが、今後審査に係る取扱いの明確化については、引き続き検討していくこととしている。	「今後審査に係る取扱いの明確化について検討していくこと」としている。また、対象となる研究分野については、引き続き検討していくこととしている。	F	IV	対象となる研究分野及び審査に係る取扱いの明確化の方法について、平成22年度中に結論を得、実施することを定めている。	外国人高度・専門人材等の受け入れ拡大	0 4 4 6 0	大府府	大府府	法務省	